

第9期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）意見募集の結果について

(1) 意見提出人数

( 3 ) 人 ( 5 ) 件

(2) 意見の要旨と市の考え方

該当箇所	第3章 基本目標1 健康づくり・介護予防の推進 (4) 介護予防サービス事業の総合的な推進 (71～72ページ) 基本目標4 介護保険制度の円滑な運営 (2) 介護人材確保への取組 (93ページ)	
	ご意見の要旨	市の考え方
1	<p>在宅介護・居住サービスの整備と介護職の資質向上を優先的に進めていくべきではないか。将来的に、地域医療構想や医師不足、医師の働き方改革によって病院の機能が狭まることが予想される。そのため、在宅・居住サービスの受け皿を整備し、介護職の範囲を広げる必要がある。例えば、訪問看護師が身体介護を行う代わりに、訪問介護が行うようになることで、看護資源を他の患者や利用者に割くことができるのではないか。</p>	<p>適切なサービス提供に向け、介護職を含む専門職の資質向上と専門職が専門性を活かせるサービス提供体制の整備は必要と考えています。</p> <p>本計画においても、高齢者の在宅生活を安定的に支える介護保険制度の円滑な運営や人材確保への取組を進めることとしています。(91～93ページ)</p> <p>看護や介護の業務については、各職種の専門性を活かした適切なサービスの提供を前提として、支援内容によっては、民間企業や地域を巻き込んだインフォーマルサービスの充実(71～72ページ、75～77ページ)を図ることで、必要な医療、介護、生活支援サービスが提供できる基盤整備に取り組んでまいります。</p>

該当箇所		第3章 基本目標1 健康づくり・介護予防の推進 (4) 介護予防サービス事業の総合的な推進 (71～72ページ)	
ご意見の要旨		市の考え方	
2	<p>三原市では、短期集中型のサービスが実施されていない。介護サービスを提供する中で、要支援者に対して本当にデイサービスが必要なのか疑問を感じることもあるが、他の受け皿やサービスの準備ができていないため、もどかしさを感じている。</p> <p>三原市においても、短期集中サービスを実施し、要支援認定を受けてすぐにデイサービス等のサービスにつなげるのではなく、短期集中サービスを一度挟み生活機能を向上させたのちにサービスを選択（状況によっては自立）するような流れができると良いのではないかと。</p>	<p>本市では、短期集中訪問型サービスはあるものの利用実績がなく、通所型については現在実施していません。</p> <p>要支援者、事業対象者については、専門職の介入により改善の見込みがある人もおり、重度化しないよう、介護予防に取り組み、「自助」を高めていく取組は必要と考えています。また、機能回復につながった人が地域活動に参加できる仕組みを構築していきたいと考えています。</p> <p>ご意見を踏まえ、短期集中サービスの概要に、「自分にあつた介護予防を習慣づけ、自らの力で地域、社会と再びつながることをめざす」を追加することを検討します。本計画に基づき、短期集中サービス事業（71ページ）と身体状況に合わせた多様な活動参加の推進（67ページ）に取り組みます。</p>	

該当箇所		第3章 基本目標2 地域共生社会を支える支援体制の強化 (1) 相談支援体制の充実 (75～77ページ)	
ご意見の要旨		市の考え方	
3	<p>地域づくりの視点強化をさらに推進する必要があるのではないかと。単身世帯や核家族化が進んでいるため、家族機能が狭小化している。しかし、ちょっとした困りごとを解決してくれる関係性を持つ人々を増やす必要があると考えられる。そのためには、家庭外での出会いを増やす取り組みが重要である。行政ではサロンや認知症カフェなどの取り組みがあるが、地域の飲食店なども出会いの場</p>	<p>町内会加入率が低下するなど、地域のつながりが希薄化しているといわれています。そのような中、専門相談窓口に加え、ちょっとした困りごとを顔見知りの関係の中で相談し、解決につなげる体制は必要であると考えています。</p> <p>76ページの個別施策「地域住民等による地域課題の共有と課題解決に向けた取組」を行うこととしていますので、その際には、住民同士のつながりを促進する場と</p>	

<p>となっている。民間飲食店など出会いのある場に対して協力を依頼することも重要ではないか。</p>	<p>して、飲食店等民間企業の協力がえられるよう、広い視点を持って連携に取り組んでいきます。</p>
--	--

第3章 基本目標2 地域共生社会を支える支援体制の強化 (3) 認知症施策の総合的な推進 (80～82ページ)	
該当箇所	市の考え方
<p>4</p> <p>ご意見の要旨</p> <p>認知症施策に若年性認知症は含まれているのか。若年性認知症の方に対し、どのように対応していくのか知りたい。</p>	<p>市の考え方</p> <p>本計画では、認知症基本法に基づき、認知症施策大綱の柱に沿って認知症の理解促進や認知症予防、医療・介護専門職及び介護者支援、安心して生活できる環境整備等の取組を進めることとしています。本計画で位置づけた介護サービス、福祉制度等は若年性認知症の人への支援も含まれています。</p> <p>さらに、認知症施策の総合的な推進(80～82ページ)として、若年性認知症の人が、介護保険等の制度に適切につながるよう、必要な情報の啓発や相談支援、参加支援などに取り組むこととしています。</p> <p>若年性認知症の人が、支援から取り残されることのないよう、一層取組を進めてまいります。</p>

第3章 基本目標4 介護保険制度の円滑な運営 (1) 制度の円滑な運営 (92ページ) (2) 介護人材確保への取組 (93ページ)	
該当箇所	市の考え方
<p>5</p> <p>ご意見の要旨</p> <p>4ページの「国の見直しのポイント」の「1-②在宅サービスの充実」と「3地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」にあるように、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サ</p>	<p>市の考え方</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、第7期計画から公募していますが、整備に至っていません。24時間体制の人員確保が要因で、実施する事業者がない状況が続いています。</p> <p>今後、施設整備を予定していないことから、「通い」を中心として、認定者の様態</p>

<p>サービスの普及は必要と考える。また、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護や共生型看護小規模多機能型居宅介護など多様な機能をもつ事業所を整備することで、医療、介護、福祉を担う人材も増えるのではないかと。</p>	<p>や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるサービスが必要なため、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の整備を盛り込むことを検討します。(107ページ)</p> <p>また、退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援など、とりわけ医療ニーズが必要な要介護者には、看護小規模多機能型の医療行為を含めた多様なサービスを一体的に提供することが必要と考えています。</p> <p>共生型については、(看護)小規模多機能型居宅介護の応募時に、整備内容に含めて提案することは可能と考えています。また、新たな定期巡回・随時対応型訪問介護の整備は、第9期計画に位置づけていませんが、既存の事業所の連携による取組について研究していきます。</p> <p>人材確保については、処遇改善や業務の効率化を図ることなど、県とも連携しながら、引き続き、取組を進めます。</p>
--	--